「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」参加規約

1. 「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」の目的

「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」は「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」実行委員会（以下「実行委員会」といいます）が主催する、「まだここにない未来」のテーマに沿った新しいサービスのビジネスモデルを評価するビジネスコンテストです。先端技術を活用したアイデア、サービス、アライアンスビジネスモデルの事業性を競い、優れたアイデアに対し表彰し、賞金及び副賞を授与します。

2.テーマ

「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」のテーマは、「まだここにない未来を」です。

既存のサービスで消費者に何らかのペイン（不合理、不都合等）が発生しているものに対し、テクノロジーやビジネスロジックの組み替え等により、そのペインを取り除くようなサービスを、評価します。

3.応募資格

「ビジネスコンテス YOAKE 2016」は、「ビジネスコンテス YOAKE 2016」参加規約（以下「参加規約」といいます）に同意頂ける、法人格を有する企業のうち、設立5年以内の会社とします。またサービスのベータ版、プロトタイプ又はモックが完成していること。

その他、インターネットにアクセスできること、有効な電子メールアドレスを保有していること、応募にあたって必要となる記載事項（虚偽の申告は無効となりますのでご注意ください。）の提出及び実行委員会との連絡を行えること、ならびに最終選考会開催日に開催会場に来場し、最終選考会に参加することができる方で構成されるチームであれば、国籍、居住地等を問わず、どなたでも応募して頂くことができます。但し、未成年の方については、応募にあたり、必ず親権者の同意を得て頂く必要があります。なお、開催会場までの交通費、開催期間中の宿泊費等についてはチーム各自の負担となりますので、遠方からの参加を希望されるチームは予めご注意ください。

4.エントリ方法

「ビジネスコンテストYOAKE 2016」への応募は、応募受付期間中に、http://yoake2016.willgroup.co.jpにアクセスし、エントリフォームの項目に沿って情報を送信して頂くことで応募が完了します。

・応募受付期間：2016年8月31日（水）～2016年10月26日（水）　18:00まで

5.一次選考

エントリ完了後2営業日以内に実行委員会よりエントリ時に指定して頂いた連絡先に一次審査送付要項を連絡します。

一時審査受付期間中に、選考資料を送付頂きましたビジネスプランの中から、実行委員会にて一次選考を行い、審査基準に沿った厳格な審査の結果、優秀と認められた応募チームに、一次選考結果を通知します。

一次選考通過チームは、二次選考へと進んで頂きます。

・一次選考受付期間（予定）：エントリ～2016年10月30日（日）　24:00まで

・一次選考結果通知日（予定）：2016年11月11日（金）20:00まで

・審査基準：テーマに沿う内容である事、事業の新規性のある事、実現可能性の高い事、成長性のある事

6.二次選考

一次選考通過チームには、二次選考（ピッチ審査）へとお進み頂きます。

二次選考は弊社指定の場所（東京都内）にて実施します。当日開催場所への移動が困難と実行委員会が認める場合は、Skype等によるオンライン会議による参加に替えることが可能です。

・二次選考期間（予定）：11月下旬

・審査基準：事業に掛ける意気込み、事業運営能力、チーム構成

7.ファイナル

二次選考通過チームには、最終選考（ピッチ審査）へとお進み頂きます。

・最終選考会開催日（予定）：2016年12月中旬

・開催会場：渋谷ヒカリエ　レンタルイベントスペース　8/COURT

（東京都渋谷区渋谷2丁目21-1）

・審査基準：本ビジネスコンテストのテーマに沿う内容である事、事業の新規性、実現可能性の高い事、成長性のある事、事業に掛ける意気込み、事業運営能力、チーム構成等を総合的に勘案し、審査員による合議及びオーディエンスによる投票結果を総合し、順位をつけるものとします。

8.賞金および賞品

（予定）

・グランプリ：賞金 100万円（1チーム）

・審査員特別賞：10万円（１チーム）

※該当チームが無い場合、受賞チーム無しとする場合があります。

※賞金及び賞品が何らかの課税対象となる場合、その支払い義務はすべて、受賞者のみが負うものとします。

9.遵守事項

（1）参加チームは、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」への参加にあたっては参加規約を遵守するとともに、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」への参加中は、実行委員会が適宜行う指示等に従うものとします。

（2）実行委員会は、参加チームが実行委員会の指示に従わない場合や他の参加チームに迷惑を及ぼす行為をする等、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」の運営に支障が生じると判断した場合、当該参加チームに対し、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」への参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより参加チームに損害や不利益等が生じた場合であっても、実行委員会は何ら責任を負わないものとします。

（3）参加チームは、応募するビジネスプランが、参加チーム自身の制作にかかる完全なオリジナルのモデルであること、及び第三者の権利を侵害するものではないことを実行委員会に保証

するものとします。なお、参加チームは応募するビジネスプランに第三者が権利を有する画像・映像等の素材を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、実行委員会その他「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」参加チーム、技術提供企業等の関係者に対し、迷惑、損害等を与えないことを保証します。

（4）参加チームは、実行委員会または実行委員会の指定する第三者が「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」の実施、運営、管理、放送または広報活動を行うにあたり、応募作品をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、当該利用に対し、著作者人格権に基づくものを含め、何ら異議申し立てや対価の請求等を行わないものとします。なお、実行委員会または実行委員会の指定する第三者による利用には、放送、広報宣伝活動を目的としたスクリーンショット、アニメーション、ビデオの公開などが含まれますが、これらに限定されません。また、参加チームは、応募作品を第三者に譲渡、提供、公表等する場合、事前に実行委員会の書面による承諾を得るものとします。

（5）実行委員会または実行委員会の指定する第三者は、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」の施、運営、管理、放送または広報活動を行うにあたり、法律に違反しない範囲内で、追加の報酬を提供することなく参加チームの肖像、プロフィール、法人名、団体名、法人・団体情報等及び／または応募作品を広報宣伝活動に使用することができるものとします。

（6）実行委員会は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、参加チームが「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」に参加した結果、参加チームに生じた損害や不利益等について、何ら責任を負わないものとします。

（7）アクセラレータープログラム進出チームについては、アクセラレータープログラム実施期間中においても本条項を遵守することとします。

10.参加規約の変更

実行委員会は、参加チームへの事前予告なく、参加規約を改定することができるものとします。但し、実行委員会は参加規約の改定について参加チームに周知するように努めるものとします。

11.個人情報の取扱

参加チームは、「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」への応募及び参加にあたって実行委員会に提供した各自の個人情報は、株式会社ウィルグループのプライバシーポリシー

（http://willgroup.co.jp/privacypolicy）に基づいて厳重に取り扱われるほか、以下の目的のために、実行委員会または実行委員会の指定する第三者により、処理、保存、及び使用されることに同意するものとします。

・「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」の実施、運営、管理、放送、広報活動及びこれに関連する事項のため

・実行委員会からの「ビジネスコンテスト YOAKE 2016」に関連する最新情報の提供や、各種アンケート送付のため

12.反社会的勢力の排除

1）参加チームは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

（1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

2）参加チームが次の各号の一に該当するときは、実行委員会は何らの通知、催告を要せず即時に参加チームの参加を取り消します。

（1）第１項に違反したとき

（2）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3）実行委員会が、前項の規定により参加チームの参加を取り消した場合、参加チームに損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。